

（昭和56年5月以前の住宅にお住まいの方へ）

耐震改修で 安心な住まいづくりを

～耐震改修はあなたの家族と地域を守ります～

耐震改修工事に関する 資金サポートをご案内

- 耐震改修工事の進め方
- 耐震設計・耐震改修にかかる費用（概算）
- 市町村の補助制度と所得税の特別控除
- 満60歳からの住宅ローンのご案内



耐震改修工事の進め方

ステップ

依頼先
費用

① 耐震診断	② 耐震設計	③ 耐震改修
ご自宅が地震に対して、どの程度の強さを持っているのかを調べます。	診断結果を基に、建築士が補強方法を検討します。要望を踏まえて、工事見積もりや設計図を作ります。	設計図を基に、改修工事を行います。
建築士事務所など		工務店など
5～25万円	20～50万円	200～500万円

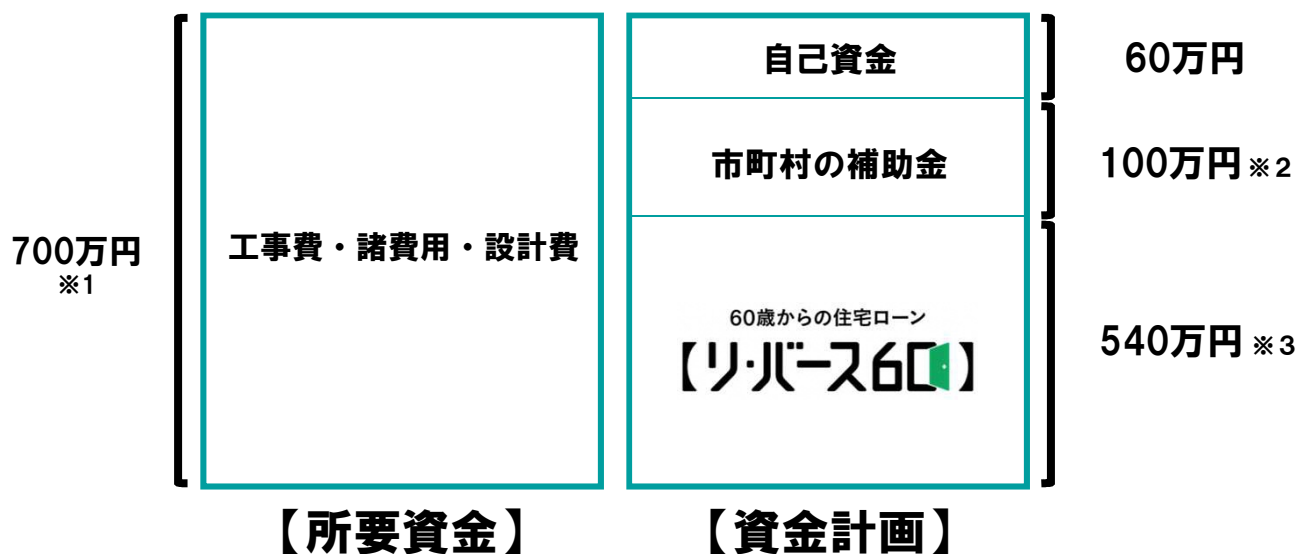
※費用は目安であり、住宅の建築時期や規模等により異なります。

耐震改修費用を含むリフォーム費用（概算）



各市町村の補助制度を活用できます。
 なお、満60歳以上の方については、毎月のお支払が
 利息のみとなる住宅ローン（【リ・バース60】）により、
 無理のない資金計画を立てることができます。

<所要資金と資金計画のイメージ図>



※1 所要資金額は目安であり、住宅の建築時期や規模等により異なります。

※2 補助金額は各市町村の概ね平均です。補助金額は市町村ごとに異なるため、詳細は次ページでご確認ください。

※3 【リ・バース60】における戸建てリフォーム資金の融資限度額は、次のうち最も低い額となります。

①1億2,000万円 ②所要資金 ③担保評価額（住宅および土地）の50%または60%（長期優良住宅の場合は55%または65%）。イメージ図の融資額は、担保評価額900万の60%とした場合の概算を記載しています。

市町村の補助制度と所得税の特別控除



新潟県内の各市町村で、さまざまな補助制度があり、制度の利用で、ご自身の負担を抑えることができます。

○ 耐震すまいづくり支援事業等 市町村補助上限額等一覧
(詳細は、各市町村窓口へ直接お問い合わせ下さい。)

(令和8年4月)

No	市町村名	担当課	連絡先	木造住宅耐震補助					木造住宅 除却補助 (建替え又は住替え を伴うもの)	ブロック塀補助
				耐震診断	耐震補強設計	耐震改修		耐震シェルター等		
				個人負担額 ※1	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額
あ	阿賀町	建設課	0254 - 92 - 5765	診断費の1割 ※2	—	65万円	—	—	—	—
	阿賀野市	建設課	0250 - 61 - 2480	無 料	—	100万円	—	10万円 (20万円)	—	15万円
	粟島浦村	産業振興課	0254 - 55 - 2111	—	—	—	—	—	—	—
い	出雲崎町	建設課	0258 - 78 - 2296	1万円	—	75万円	(40万円) ※5	(40万円)	—	10万円
	糸魚川市	都市建設課	025 - 552 - 1511	無 料	—	140万円	—	20万円	30万円(45万円) ※7	10万円
	魚沼市	都市整備課	025 - 793 - 7991	1万円	—	140万円	(30万円)	(30万円)	30万円(50万円) ※7	10万円
お	小千谷市	建設課	0258 - 83 - 3514	1万円	—	140万円 ※6	(70万円)	(40万円)	—	—
	柏崎市	建築住宅課	0257 - 21 - 2291	1万円	—	140万円	—	—	45万円	15万円
	加茂市	建設課	0256 - 52 - 0080	—	—	—	—	—	—	—
こ	刈羽村	建設課	0257 - 45 - 3919	—	—	—	—	—	—	—
	五泉市	都市整備課	0250 - 43 - 3911	診断費の1割 ※2	—	140万円	(70万円) ※5	—	—	—
	佐渡市	建築住宅課	0259 - 67 - 7403	13、6万円まで無料	—	115万円	(70万円) ※5	(30万円)	30万円	10万円
さ	三条市	建築課	0256 - 34 - 5727	1万円(無料)	—	140万円	—	30万円	—	15万円
	新発田市	建築課	0254 - 26 - 3557	無 料	—	120万円	(100万円)	(40万円)	—	15万円
	上越市	建築住宅課	025 - 520 - 5783	無 料	—	140万円 ※6	(80万円) ※5	(30万円)	30万円	—
せ	聖籠町	ふるさと整備課	0254 - 27 - 2111	無 料	—	100万円	—	—	—	—
	関川村	建設課	0254 - 64 - 1479	1万円	—	100万円	(60万円)	—	—	—
	胎内市	地域整備課	0254 - 43 - 6111	無 料	(13.5万円)	115万円	(50万円)	(30万円)	30万円	15万円
た	田上町	地域整備課	0256 - 57 - 6223	1万円	—	65万円	—	—	—	—
	津南町	建設課	025 - 765 - 3116	1万円	—	100万円	—	—	—	—
	燕市	営繕建築課	0256 - 77 - 8282	無 料	—	140万円 ※3	(70万円) ※5	(30万円)	50万円	—
と	十日町市	都市計画課	025 - 757 - 9935	1万円	—	120万円	—	30万円	30万円	—
	長岡市	建築・開発管理課	0258 - 39 - 2226	1万円	—	140万円 ※4	(100万円) ※4	(40万円) ※4	—	15万円
	新潟市	建築行政課	025 - 226 - 2837	設計(診断を含む) 補助上限額25万円 ※8	—	140万円 (170万円) ※4	80万円 (100万円) ※4	(30万円) ※4	50万円	15万円
み	見附市	都市環境課	0258 - 62 - 1700	1万円	10万円	90万円	(70万円) ※5	30万円 (40万円)	30万円	15万円
	南魚沼市	都市計画課	025 - 773 - 6662	無 料	—	140万円	—	—	30万円	—
	妙高市	建設課	0255 - 74 - 0026	無 料	—	140万円 (150万円) ※6	100万円 (110万円) ※5	100万円 ※9 (110万円)	50万円 (60万円)	—
む	村上市	都市計画課	0254 - 53 - 2111	1万円	—	100万円	(60万円)	—	—	—
	弥彦村	防災まちづくり課	0256 - 94 - 1022	—	—	—	—	—	—	—
	湯沢町	建設課	025 - 784 - 4852	1万円	—	140万円	—	—	—	—

補注 () は、高齢者・障がい者等居住世帯の場合の個人負担額および補助上限額を示す。

※1 耐震診断においては、住宅規模が大きい場合、個人負担額が異なる場合があります。

※2 ただし、9万円が上限。

※3 建替えを行う場合は、上限140万円(条件により補助額上限額が変わります)

※4 全体改修工事、部分耐震改修工事、耐震シェルター等設置と同時にその他のリフォーム工事を行う場合、+20万円。

※5 部分改修後に追加して耐震改修を行う場合は、出雲崎町で+35万円、五泉市で(+70万円)、上越市で(+60万円)、新潟市で+60万円(+70万円)、見附市で(+30万円)

、燕市で(+70万円)、佐渡市で(+45万円)、妙高市で+40万円。

※6 全体改修工事と耐震補強設計を一体で取り組むこととし、補助対象経費に補強設計費を含む。

※7 居住誘導区域内外の建替え、住替えに伴う除却は、糸魚川市で上限45万円、魚沼市で上限50万円

※8 設計のみの場合は15万円

※9 防災ヘッドは、30万円(40万円)



耐震改修工事には税制の特典もあります。

■所得税額の特別控除【令和10年12月31日まで】

昭和56年5月31日以前に建築された住宅について耐震改修工事を行った場合、耐震改修に係る標準的な費用から補助金等の額を控除した金額の10%(最大25万円)+限度額超過分等の5%(最大37.5万円※)が所得税額から控除されます。
(控除期間：1年)

上記の補助金とは別に、所得税を

最大62.5万円控除

※リフォーム促進税制を受ける場合においては、その年分の合計所得金額が2,000万円以下。

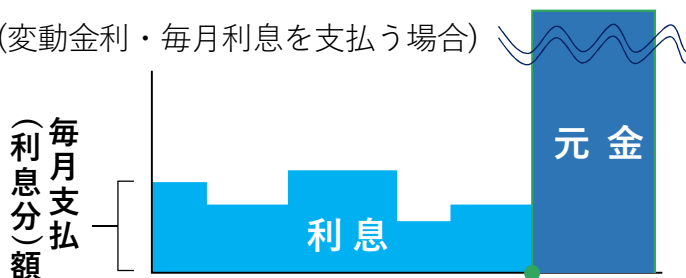
満60歳からの住宅ローン【リ・バース60】のご案内

毎月の支払は、利息のみ。年金収入の方にもご利用いただいています。

(変動金利・固定金利2種類のタイプがあります。)

< お支払のイメージ図 >

(変動金利・毎月利息を支払う場合)



支払期間

融資終期 = 死亡時

(注) 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の返済額または支払額が変わります。

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。ご利用にあたっては、取扱金融機関及び住宅金融支援機構の審査がございます。審査結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。



相続時に相続人の方が残った債務を返済する必要のないノンリコース型を用意。

元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただきます。担保物件（住宅および土地）の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、次の図のうちいずれかの取扱いとなります。

2024年度のお申込件数のうち
約99%のお客さま
が選択！

ノンリコース型
相続人の方は残った
債務を返済する必要
はありません

または

リコース型
相続人の方は残った
債務を返済する必要
があります

※ お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合、またはお客さまが亡くなられたときに相続人の方が一括返済された場合は、担保物件（住宅および土地）を売却する必要はありません。

【リ・バース60】に関するお問合せ



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

(旧「住宅金融公庫」)

リ・バース60

検索

【リ・バース60】ダイヤル 0120-9572-60 (通話無料)

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日及び年末年始を除きます)



■借入申込日現在で満60歳以上のお客さまがご利用いただけます。■お申込窓口は取扱金融機関となります。金利、利用条件等は取扱金融機関により異なるため、商品の詳細は取扱金融機関にお問い合わせください。■ご融資の限度額は、所定の融資限度額、所要金額の100%または担保評価額(住宅および土地)に担保掛目(最大65%(条件によります。))を乗じた額のうち最も低い額となり、自己資金が必要になる場合があります。■融資の終期は、融資を受けた方全員が亡くなったときまでとなります。■生活資金及び投資用物件の取得資金にはご利用できません。

●新潟県内でお申込み可能な取扱金融機関

新潟県内に本店がある金融機関 新潟県労働金庫

その他のエリアに本店がある金融機関 リソナ銀行※、イオン銀行、三井住友信託銀行、日本住宅ローン、SBIアルヒ、全宅住宅ローン、ドコモ・ファイナンス、日本モーゲージサービス、ホームファーストファイナンス

※印の金融機関のお取扱いは一部の地域に限定されています。

(2026年4月1日現在)

耐震改修に関する相談窓口

・新潟県土木部都市局建築住宅課
(新潟県耐震改修促進協議会事務局)

新潟市中央区新光町4番地1

025-280-5441

・(一社)新潟県建築組合連合会

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

025-231-2251

・(公社)新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地2

025-378-5666

・(一社)新潟県建築士事務所協会

新潟市中央区白山浦1丁目614番地

025-265-4748